

平成26年及び27年対応方針のフォローアップの状況

(「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、平成28年(度)中に「結論を得る」等とされたもの)

1 平成26年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 土地利用(農地除く)

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
1	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	農林水産省	都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議(6条5項)に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直す方向で検討し、 森林・林業基本計画の変更(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせて結論を得る。 ※森林・林業基本計画の変更は、本年5月24日に実施済み	【28年対応方針案】 都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議(6条5項)に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、届出とする。

2 平成27年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 雇用・労働

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
2	<p>「地方版ハローワーク」（地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介）の創設・国による支援の拡充等 （職業安定法、雇用対策法及び雇用保険法）</p>	厚生労働省	<p>○ 国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について<u>平成28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</u></p> <p>○ 民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について<u>平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針案】</p> <p>○ 国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲については、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにするため、現在、地方公共団体からの照会に応じて提供している求人票に記載されていない詳細な労働条件や採用条件等の情報についてもオンラインで提供する方向で平成28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p> <p>○ 「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」の報告書（平成28年6月3日）において、求職者のプライバシー確保を要件に面積要件を廃止することや、一定の場合に事業所外での事業実施を可能とすることなどが適当である等の考えが示されたことを踏まえ、労働政策審議会において検討を行っている。</p>

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
3	<p>特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の移譲 (特定家庭用機器再商品化法)</p>	<p>経済産業省、 環境省</p>	<p>再商品化等の認定(23条)を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再商品化等を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。</u></p>	<p>再商品化等の認定を受けた施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認するため、平成28年4月に提案団体を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果を踏まえ、必要な調整を行った上で、再商品化等を行う工程に係る情報等を本年中に通知する予定。 あわせて、国と地方公共団体間で互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みについても、本年中に結論を得る予定。</p>
4	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の移譲 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)</p>	<p>経済産業省、 環境省</p>	<p>使用済自動車の再資源化等については、国と地方公共団体の連携強化により適正なりサイクル等の確保を図るため、自動車リサイクル促進センターにおける、自動車リサイクルシステムを活用した情報提供に係る検討結果を踏まえ、<u>国、地方公共団体及び関係機関の情報共有を推進する方向で必要な措置を平成28年度中に講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針案】 使用済自動車の再資源化等については、国と地方公共団体の連携強化により適正なりサイクル等の確保を図るため、自動車リサイクルシステムを活用して企業特性等の情報を整理し、これを定期的に共有する。</p>

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
5	<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の移譲 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)</p>	<p>経済産業省、 環境省</p>	<p>再資源化事業計画の認定(10条)を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再資源化を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。</u></p>	<p>再資源化事業計画の認定を受けた施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認するため、平成28年4月に提案団体を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果を踏まえ、必要な調整を行った上で、再資源化等を行う工程に係る情報等を本年中に通知する予定。</p> <p>あわせて、国と地方公共団体間で互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みについても、本年中に結論を得る予定。</p>

③ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
6	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口) (国際観光ホテル整備法)	国土交通省	ホテル及び旅館の登録制度については、旅行者及び業界の意向やニーズの調査の結果及び外国人旅行者の増加などの観光産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、その在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	ホテル及び旅館の登録制度の在り方について、引き続き検討中。 多様なニーズに応じた宿泊施設のあり方について検討を行い、平成28年中に結論を得る。 (28年対応方針案P)

④ その他

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
7	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲 (特定商取引に関する法律)	消費者庁	複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針案】※後段部分 都道府県知事の行政処分の効力の在り方として、その効力を各都道府県の区域を越えて及ぼすことについては、各都道府県の状況や意向は様々であり、意見の一致が見られないことなどを踏まえ、現行のとおりとする。 他方で、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化することとし、両者の執行部門を結ぶシステムの拡充や連携強化に向けた情報交換の促進に係る通知の発出等の取組を平成29年度中に行う。

(2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
8	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し (土地区画整理法)	国土交通省	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先（55条3項）については、当該意見書の取扱いの通知（55条4項）が、法127条7号に基づき行政不服審査法（昭37法160）の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【28年対応方針案】</p> <p>指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先（55条3項）については、平成29年度中に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会に変更する。</p>

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
9	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)</p>	内閣府、 文部科学省、 厚生労働省	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）に規定する以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び7項並びに4条1項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条8項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示（3条9項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条） 	<p>【28年対応方針案】 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び7項並びに4条1項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条8項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示（3条9項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（29条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条）
10	<p>介護支援専門員に対する指導監督事務の市町村への付与又は移譲 (介護保険法)</p>	厚生労働省	<p>介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止（69条の38）に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>地方公共団体から意見聴取を行いながら、社会保障審議会介護保険部会において検討を進めているところであり、平成28年中に結論を得る。</p> <p>(28年対応方針案P)</p>

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
11	<p>指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(51条の2から51条の4、51条の31から51条の33)に係る事務・権限については、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針案】 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(51条の2第2項1号及び3項から5項) ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(51条の3第1項から4項) ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(51条の4第1項から5項) ・指定一般相談支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(51条の31第2項1号及び3項から5項) ・指定一般相談支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(51条の32第1項から4項) ・指定一般相談支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(51条の33第1項から5項)

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
12	都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任 (都市公園法)	国土交通省	都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限（施行令8条1項）については、政令を改正し、基準を弾力化する。 具体的な制度設計については、都市公園における運動施設の設置の状況や地方公共団体の意向等を調査し、 <u>平成28年中に結論を得る。</u>	【28年対応方針案】 都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限（施行令8条1項）については、現在、全国一律に政令で定めているが、政令を改正し、平成29年度中にこれを「参酌すべき基準」とし、条例に委任する。
13	開発許可に係る技術基準の緩和（緑地帯その他の緩衝帯の配置） (都市計画法)	国土交通省	開発許可における緑地帯その他の緩衝帯の設置を求める基準（施行令28条の3）については、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺状況等を勘案して、工場立地法（昭34法24）に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能であることを明確化する方向で、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査の上、検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針案】 開発許可における緑地帯その他の緩衝帯の設置を求める基準（施行令28条の3）については、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺状況等を勘案して、工場立地法（昭34法24）に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能であることを明確化するため、「開発許可制度運用指針」（平26国土交通省都市局）を平成28年中に改正する。
14	土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等 (国土利用計画法)	国土交通省	土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議（9条）については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成27年対応方針を踏まえ、都道府県が策定する土地利用基本計画に係る国との協議について、廃止を含めた適切な在り方について検討中。 (28年対応方針案P)

② 農地・農業

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
15	補助公共事業の変更 手続きの簡素化 (土地改良事業関係補助金)	農林水産省	「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議については、農林水産大臣の承認が不要な場合を追加する方向で検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針案】 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年4月を目途に農林水産大臣の承認を不要とする。 【P】

③ 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
16	大規模災害発生時の 外国人医師の受入れ (災害対策基本法)	内閣府、 厚生労働省	大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	関係省庁間で会議を開催し、本テーマも含めた海外支援の受入れについて検討を行っているところ。引き続き関係省庁間で検討を進め、平成28年中に結論を得る。 (28年対応方針案P)

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
17	<p>入院中の重度障害者に対するヘルパー派遣要件の緩和 (健康保険法)</p>	厚生労働省	<p>障害者であって意思疎通を図ることに支障がある者の入院については、当該障害者に意思疎通支援を行う者が付き添うことが可能であることを明確化することについて検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針案】 看護に当たりコミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院については、入院前から支援を行っているなど、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことが可能であることを、地方公共団体に平成28年中に通知する。 [措置済み（平成28年6月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課通知、平成28年6月28日付け厚生労働省保険局医療課通知）]</p>
18	<p>児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し (児童福祉法)</p>	厚生労働省	<p>児童福祉司の担当区域の標準（施行令3条）については、昨今の児童虐待に関する相談対応件数の増加傾向を踏まえ、業務量に見合った体制を整備することについて検討し、<u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針案】 児童福祉司の配置標準については、各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とし、全国平均より虐待相談対応の発生率が高い場合には、虐待相談対応件数に応じて上乗せを行う。 [措置済み（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号））]</p>

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
19	<p>産後ケア事業の推進に向けた法的位置づけの付与及び各種規制の緩和 (旅館業法及び産後ケア事業)</p>	厚生労働省	<p>産後ケア事業については、当該事業の実施状況等を踏まえ、実施に当たっての留意点等を定めるガイドラインの策定に向けて、事業内容の明確化、衛生管理の方法等について検討し、<u>平成28年度中に結論を得る。あわせて、その検討状況に応じて、当該事業と旅館業法等との関係についても検討し、結論を得る。</u></p>	<p>【28年対応方針案】 産後ケア事業については、調査研究事業における事業内容の明確化、衛生管理の方法等の検討結果を踏まえ、実施に当たっての留意点等を記載したガイドラインを策定し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。また、別途、当該事業と旅館業法等との関係についても、ガイドラインを踏まえ、必要に応じて、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>
20	<p>生活保護の要保護者の資産・収入等の効果的な調査の実施 (生活保護法)</p>	厚生労働省	<p>保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め(29条1項)については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じるなどして要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針案】 保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め(29条1項)については、より円滑な運用がなされるよう、主要な経済団体に対し、平成28年度中に協力要請を行う。</p>

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
21	<p>被保護者の遡及年金受給に係る自治体の代理受領 (生活保護法)</p>	厚生労働省	<p>被保護者が遡及して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還（63条）については、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針案】 被保護者が遡及して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還（63条）については、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求できるようにするため、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）附則3条の2第2項に規定する政令で定める日以降、日本年金機構が同項の情報提供者として情報提供ネットワークシステムを使用することができるようになった時に当該システムを使用した照会が可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26内閣府、総務省令7）を改正する。</p>

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
22	軽費老人ホーム（ケアハウス）の費用徴収基準の見直しについて （老人福祉法）	厚生労働省	軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額については、財源が都道府県等に移譲されてから10年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	軽費老人ホームのサービス提供に要する費用の基準等のあり方に関する調査研究事業において、外部有識者等からなる検討委員会を平成28年7月29日に立ち上げ、検討委員会において、費用徴収基準等の実態把握を行った上で、その在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。
23	介護保険制度における調整交付金のあり方の見直し等 （介護保険法）	厚生労働省	<p>○ 要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金（122条）の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。</u></p> <p>○ 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度趣旨を踏まえて検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>○ 社会保障審議会介護保険部会において、調整交付金の在り方について検討を進めているところであり、平成28年中に結論を得る。 （28年対応方針案P）</p> <p>○ 障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果を平成28年3月にとりまとめた。これらの結果を踏まえつつ、社会保障審議会介護保険部会において、障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用について検討を進めているところであり、平成28年中に結論を得る。 （28年対応方針案P）</p>

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
24	難病医療費助成事務 手続きの簡素化 (難病の患者に対する 医療等に関する法律)	厚生労働省	<p>医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長 	<p>【28年対応方針案】</p> <p>医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について、地方公共団体等との意見調整を経た上で結論を得て、地方公共団体に平成28年中に通知する。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長
25	認知症初期集中支援 チームのチーム員たる 医師の要件の緩和 (認知症初期集中支援 推進事業)	厚生労働省	<p>認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、平成27年度から実施している要件緩和を踏まえたチームの設置状況を平成28年度中に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>要件緩和を踏まえたチームの設置状況に関するアンケート調査等の結果を踏まえ、離島・過疎地域等市町村内に要件を満たす医師がいない場合におけるチームの設置に係る具体的な取組を地方公共団体に平成28年度中に周知していく等必要な措置を講ずる。</p>

④ 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
26	JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃 (語学指導等を行う外国青年招致事業)	総務省、 外務省、 文部科学省	語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 (JET-ALT) の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	JET-ALTの活用状況に関する調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、関係者 (総務省、外務省及び文部科学省) で任用期間の延長に関する課題等について検討しているところであり、平成29年3月を目途に結論を得る予定。
27	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化 (学校教育法)	文部科学省	高等学校卒業程度認定試験 (学校教育法90条1項) の実施方法については、国が実施 (地方公共団体以外への外部委託による実施を含む。) する方向で検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	高等学校卒業程度認定試験 (90条1項) の実施については、現在都道府県の協力を得て実施している部分についても、国が実施 (地方公共団体以外への外部委託による実施を含む。) する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。 (28年対応方針案P)

⑤ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
28	旅館業に関する規制緩和 (旅館業法)	厚生労働省	空き家を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合の客室面積の条件については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針案】 空き家を活用して農林漁業体験民宿業を営む施設を含む簡易宿所の客室延床面積の要件については、政令を改正し、簡易宿所の客室延床面積33㎡以上の要件を、宿泊者が10名未満の場合は、3.3㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積以上に緩和する。 [措置済み(「旅館業法施行令の一部を改正する政令」(平成28年政令第98号))]

⑥ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
29	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消 (気象業務法)	国土交通省	住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	当該パターンの重複による支障や変更に伴い想定される支障等について、地方公共団体に対してアンケート調査を実施した。その結果も踏まえ、住民等に対しても同様のアンケート調査を実施した上で、平成28年中に結論を得るよう検討を進める。

⑦ 土木・建築

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
30	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和 (公営住宅法)	国土交通省	公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。</u> <u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成27年対応方針を踏まえ、公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策について、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討を行っているところ。 (28年対応方針案P)
31	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化 (公営住宅法)	国土交通省	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準（施行令9条）については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。</u> <u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針案】 公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準（29条及び施行令9条）については、一定の範囲内で地方公共団体が条例で定めることを可能とする。

⑧ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
32	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和 (旅行業法)	国土交通省	地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲（施行規則1条の2）、営業保証金の供託義務（7条1項）及びその額（施行規則7条）並びに旅行業務取扱管理者の資格要件（11条の2第5項）の在り方について検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	地域限定旅行業の在り方について、規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）における「着地型観光を促進するための旅行業の見直し」も踏まえ、本年10月に設置された「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」において、提案内容についても引き続き検討を行い、平成28年中に結論を得る。 (28年対応方針案P)

⑨ その他

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
33	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大 (地方自治法)	総務省	私人の公金取扱いの制限（243条）については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針案】 私人の公金取扱いの制限（243条）については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。